

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
「(仮称) 田人風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成 27 年 1 月 9 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第 3 条の 6 の規定に基づき、「(仮称) 田人風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県いわき市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大 36,000kW (3,000kW 級 × 最大 12 基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成 26 年 10 月 20 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 26 年 12 月 19 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成 27 年 1 月 9 日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話 03-3501-1742 (直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
「(仮称) 田人風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置計画について

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、現地調査結果等を踏まえ、重要な動植物及びその生息地・生育地、保全すべき植生地並びに事業実施による消失又は減少が周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれのある森林（以下、「重要な動植物及びその生息地・生育地等」という。）並びに重要な自然環境のまとまりの場を、極力区域から除外すること。

(2) 風力発電設備等の配置計画

- ① 事業実施想定区域内には、住居が存在し、周囲を風力発電設備に囲まれ、住民の生活環境に騒音や風車の影による重大な影響が生じる可能性がある。このため、風力発電設備の配置計画の作成に当たっては、住民の生活環境への影響を回避する又は十分に低減できる計画を作成すること。
- ② 対象事業実施区域から除外できない重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに重要な自然環境のまとまりの場がある場合は、風力発電設備や取付道路の配置計画の作成に当たって、現地調査結果等を踏まえ、これらへの影響を回避する又は極力低減できる計画を作成すること。

(3) 補足調査の実施

準備書における予測及び評価が不十分とならないよう、対象事業実施区域の設定や風力発電設備の配置計画の作成後に、予測及び評価を行うに足る十分な調査であるかを確認し、必要に応じて補足調査を実施して準備書を作成すること。

2. 騒音及び風車の影の影響について

- (1) 風力発電設備の選定や配置計画の検討により、事業実施想定区域内及びその区域周辺の住居への影響を回避した上で、回避できない影響は低減すること。
- (2) 上記 1. (2) ①及び 2. (1) により、影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

3. 動植物及び生態系への影響について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺においては、既存文献ではオオタカの繁殖が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故等による重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて、調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 四時川のイヌブナ林は、対象事業実施区域から除外するか、改変等の影響を回避すること。
- (3) 取付道路の設置、既存道路の拡幅及び風力発電設備の敷地造成に当たっては、風力発電設備の選定、道路の線形及び縦断勾配並びに法面の工法及び勾配等の設計や施工方法を工夫することにより、土地改変及び森林伐採の回避及び面積の最小化を図るとともに発生土量及び土砂流出の抑制に努め、重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに生態系への影響を回避した上で、回避できない影響は低減すること。
- (4) 上記の1.(1)、1.(2)②及び3.(3)により、重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

4. 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場への影響について

主要な眺望点である朝日山から眺望した場合の各風力発電設備の垂直見込角は、配慮書における仮の配置での予測において、最低で3.22度、最大で14.65度となり、今後、風力発電設備の配置が具体的になった場合にも朝日山からの眺望景観に重大な影響が生じる懸念がある。また、取付道路の設置場所によっては、主要な眺望点であるだけでなく、人と自然とのふれあいの活動の場でもある朝日山山頂部やそこへ至る登山道が改変され、重大な影響を受ける懸念がある。このため、以下の措置を講ずることにより景観及び人と自然とのふれあいの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。

- (1) 風力発電設備の選定に当たっては、景観への影響を極力低減できる規模のものを選定するよう努めること。
- (2) 景観の予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価だけでなく、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮し、専門家等の助言、地域住民やその他の利用者の意見も踏まえて予測及び評価を行い、景観及び人と自然とのふれあいの場への影響を回避又は極力低減すること。
影響が回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 朝日山山頂部及び朝日山山頂部へ至る登山道の改変を避けること。